

第3期 黒潮町地域福祉計画・

黒潮町地域福祉活動計画



令和5年3月策定
令和6年3月更新

黒潮町・黒潮町社会福祉協議会

地域福祉計画

基本計画

第1章 地域福祉計画の策定について

1. 計画策定において
2. 計画の背景
3. 計画の位置づけ
4. 計画の策定体制

第2章 黒潮町の地域福祉の現状と課題

1. 人口分析、介護、障害、困窮など個別状況
2. 第2期計画基本目標の状況と課題
3. 今後の取組みに向けた課題整理

第3章 第3期地域福祉計画の体系

1. 基本理念、目指す地域の姿
2. 基本目標、取組みの方向性

第4章 圏域設定

第5章 計画の推進体制

1. 地域における推進体制
2. 住民、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、事業者等の役割
3. 行政の役割
4. 黒潮町社会福祉協議会との連携
5. 計画の進行管理・評価

実施計画 ※黒潮町再犯防止推進計画を含む

基本目標【1】安心して暮らすことができる生活支援体制

基本目標【2】支え合いの地域づくり

基本目標【3】地域福祉を担う人づくり

◎黒潮町重層的支援体制整備事業計画

◎黒潮町再犯防止推進計画

地域福祉活動計画

基本目標【1】安心して暮らすことができる生活支援体制

基本目標【2】支え合いの地域づくり

基本目標【3】地域福祉を担う人づくり

基本計画

第 1 章 地域福祉計画の策定について

1. 計画策定にむけて

黒潮町では、平成 23 年度に福祉の基本指針として「黒潮町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「13 の地域課題」をまとめ高知県が進める地域型福祉「あったかふれあいセンター事業」を導入し、13 の地域課題の解決に向け取組みを進めてきました。平成 28 年度には前計画の理念を引継ぎ「第 2 期黒潮町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉計画を各分野別計画の上位計画に位置づけ、横断的な取組みが展開できるよう課題整理を行いました。また、地域づくりの拠点となる「あったかふれあいセンター」が町内 6 エリアに整備され、地域や町民の皆さまとともに計画的に地域福祉活動を展開してきました。今後は各分野の課題を整理し、分野を超え共通する課題を地域福祉計画に集約しながら黒潮町の地域福祉の理念「おたがいさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくり」に向け、国が目指す「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉計画を策定していくこととします。

2. 計画の背景

地域福祉計画は、日常生活において、誰もが安心して暮らすことができることを目指した福祉社会づくりの基本方針を示すものです。

このため、地域福祉を推進する地域住民の参画を得て、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策や体制について、町、関係機関、専門職が一体的に計画を策定していくこととしています。

地域福祉計画の策定から 12 年が経過し、地域を取り巻く環境は目まぐるしく変化しました。13 の地域課題に加え、急速に進む少子高齢化により、これまで支える側であった世代が高齢者世代へと流入し、生活を支える地域住民の負担や担い手不足は深刻となり、従来の支え合う体制を維持することが困難となっている地域もあります。また、個人や世帯における複合的な課題を持つ人が増加しています。例えば、高齢の親と独身で無職の子どもが同居する世帯や介護と育児の両面を担う世帯、世帯の中に複数の課題があり、既存サービスでは対応できず、より複雑化、複合化をしています。また、引きこもりなどの社会的孤立の問題もあり、本人だけでなく家族も周りに相談できない状況が出てきており、その対応が急務となっています。共通する課題として、生活に困窮している実態があることも明らかになっており、継続して支援をすることが必要となっています。

本町においては、13 の地域課題に加え、地域生活課題を抱える世帯の早期発見と対

応について検討するため、国のモデル事業などを活用し、あったかふれあいセンターを中心に「訪問・相談・つなぎ」の取組みと専門職を交えた「支え合い会議」を定期的に行い、近年では地域を巻き込んだ「地域支え合い会議」を行うまでに発展しました。令和3年の改正社会福祉法の施行により創設された重層的支援体制整備事業の移行事業に取組むとともに、令和5年4月重層的支援体制整備事業により、これまで対応できなかった課題へ確実に着手するため、多機関協働によるケース検討会を実施することやアウトリーチによる継続的な伴走型の支援体制、分野別の困りごとを丸ごと受け止める相談体制をつくり、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築することとしています。

地域の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す「持続可能な開発目標」と同様、本計画による取組みを進めていきます。

令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症の感染の影響は長期化し、地域住民の生活に大きく変化をもたらしました。生活様式の変容に加え、住民活動が縮小し、これまで活動の中心を担ってきた人々の心にも深く影響が出ています。このことにより、生活課題が深刻化し、増加することが見込まれ、専門職や関係機関がともに課題を共有し工夫ある活動をしていくことが必要とされています。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

平成30年、社会福祉法の一部改正により地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉の各分野における共通事項を地域福祉計画に記載し、分野別の福祉計画の上位計画と位置付けられました。

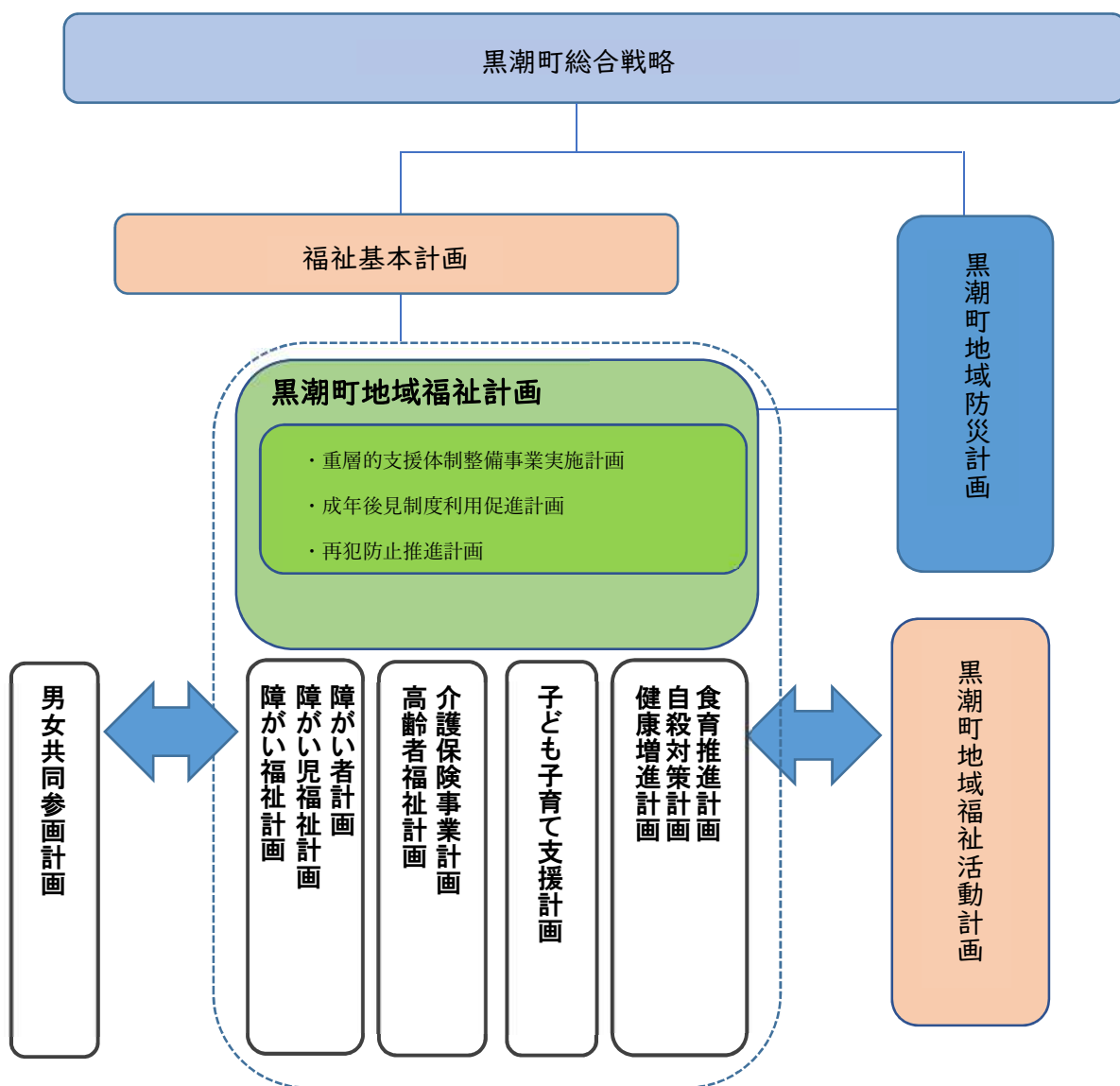
令和2年、社会福祉法の一部改正では、自治体の責務として地域生活課題を解決するため包括的支援体制の整備に努めることについて地域福祉計画に盛り込むことが必須とされました。

(2) 他計画との関係

本計画は、町の最上位計画である黒潮町総合戦略の福祉基本計画に基本的な方針を示すとともに施策の方向性、具体的事業と整合性を図りながら計画を推進します。

地域福祉計画は、保健・福祉分野の分野別計画に共通する基盤となる計画であり、町民や専門職などを交えた総合的な福祉の方策を示し、分野別計画は、分野に特化した施策やサービス目標等を示した計画となります。

本計画と分野別計画を実行性の高いものとするため、本計画と一体的に策定できる計画は、今後一体化することとします。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とします。基本計画は、基本理念と目指す地域像に基づき、実現するために必要な施策の方向性を示し、基本方針と施策の体系を示します。実施計画は、重点施策や主要事業を示し、毎年度の評価を行い、進捗管理をしていきます。

計画年度		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
総合戦略																	
まちひとしごと創生基本計画（福祉基本計画）																	
地域福祉計画			第 2 期						第 3 期								
関 連 す る 分 野 別 計 画	高齢者福祉計画			第7期			第 8 期			第 9 期							
	介護保険事業計画			第7期			第 8 期			第 9 期							
	障害者基本計画			第 3 期						第 4 期							
	障害福祉計画/障害児福祉計画						第 5 期/第 2 期			第6期/第3期							
	子ども子育て支援事業計画					第 2 期											
	健康増進計画	H25～ 第 1 期						第 2 期									
	自殺対策計画				第 1 期				第 2 期								
	再犯防止推進計画								第 1 期								
地域防災計画		H27～															
男女共同参画計画		H26～ 第 1 期					第 2 期										

4. 計画の策定体制

（1）計画への参画

誰もが地域社会の一員として、生きがいを持ち、自分らしく安心して自立した生活を営むことができる地域共生社会を実現するために必要な施策に対し、行政は予算措置とともに関係機関との調整を行いました。また、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、地域福祉を推進する組織として地域や福祉事業所などの関係機関のネットワークの構築を進めました。さらに、地域や関係機関は、施策の実行役としての役割が期待されることから、様々な立場の方の参画により計画策定を行いました。

（2）作業部会、計画委員会

策定にあたり、作業部会を設置し、町内活動団体が現在の地域生活課題と将来の町のあり方について意見を出していただきました。

また、国が示す地域共生社会の実現に向けた取組みの整理や包括的な支援体制について協議し計画委員会において本計画を策定しました。

（3）地域福祉活動計画との協働

本計画は、第2期計画と同様、策定段階より社協とともに取組みを進めました。社協は地域福祉活動を推進するため、地域住民の参加の促進やボランティアの育成、充実した福祉教育の提供などに取組むとともに、近年では、様々な課題を抱える人々への支援を行政など関係機関に繋ぐ役割を担ってきました。

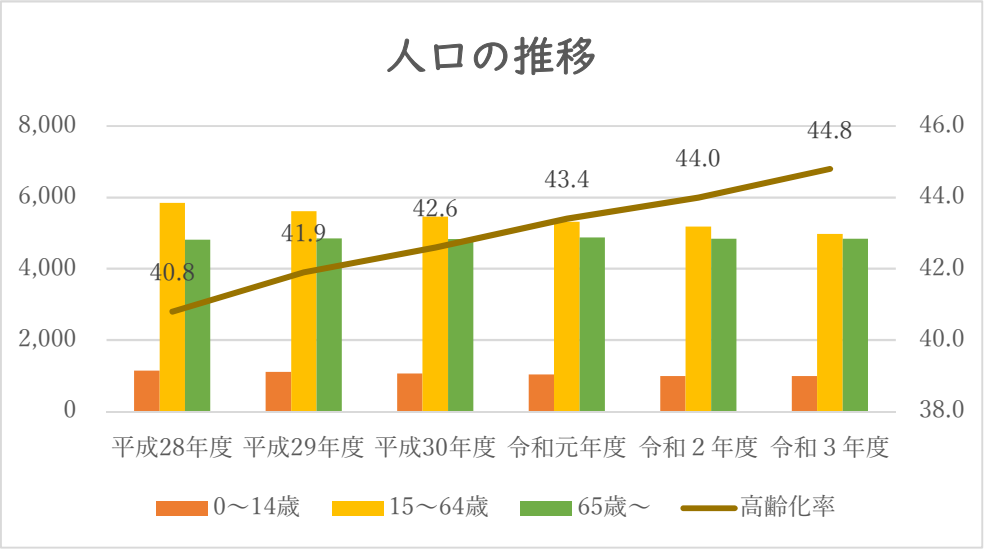
本計画を実行するため、社協が持つ柔軟な機能を活用し、地域福祉活動計画アクションプランを進めてきました。

第2章 黒潮町の地域福祉の現状と課題

1. 人口分析、介護、障害、困窮など個別状況のことについて

(1) 人口について

人口は年々減少しており、高齢者の人口は平成27年度より横ばいとなっていますが、令和3年度末には、生産年齢人口と高齢者人口がほぼ同じとなり、人口減により高齢化が加速しています。しかし、前期計画期間では、急速に高齢者人口が増加し、現在、横ばい状況になっていることから、今後、徐々に減少していくことが予測されます。

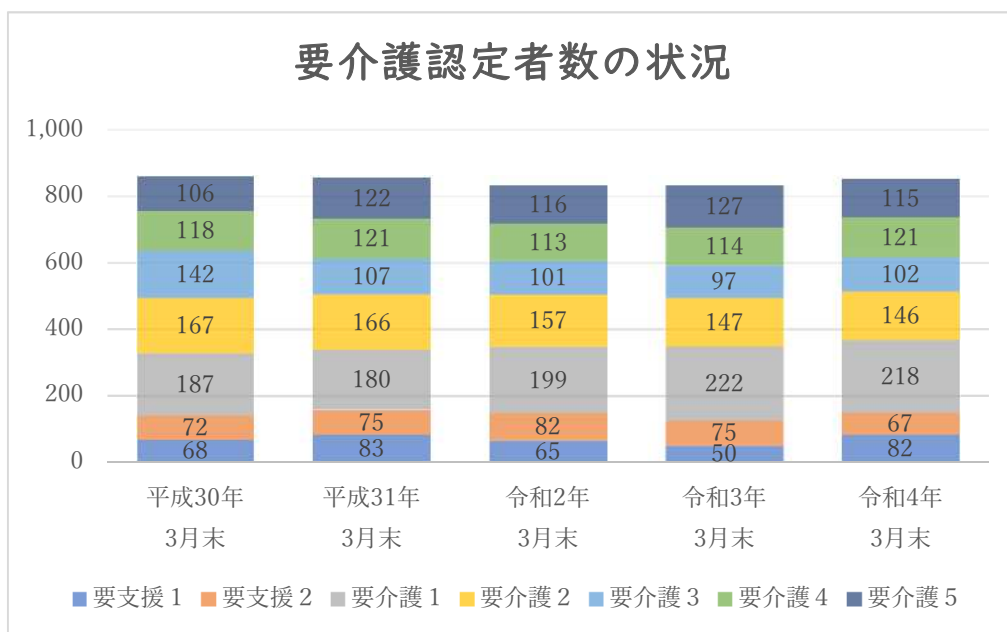


●出典：黒潮町住民基本台帳（年度末人口）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0～14歳	1,144	1,102	1,057	1,030	988	992
15～64歳	5,845	5,610	5,457	5,316	5,176	4,969
65歳～	4,811	4,847	4,826	4,871	4,843	4,836
合計	11,800	11,559	11,340	11,217	11,007	10,797
高齢化率	40.8	41.9	42.6	43.4	44.0	44.8

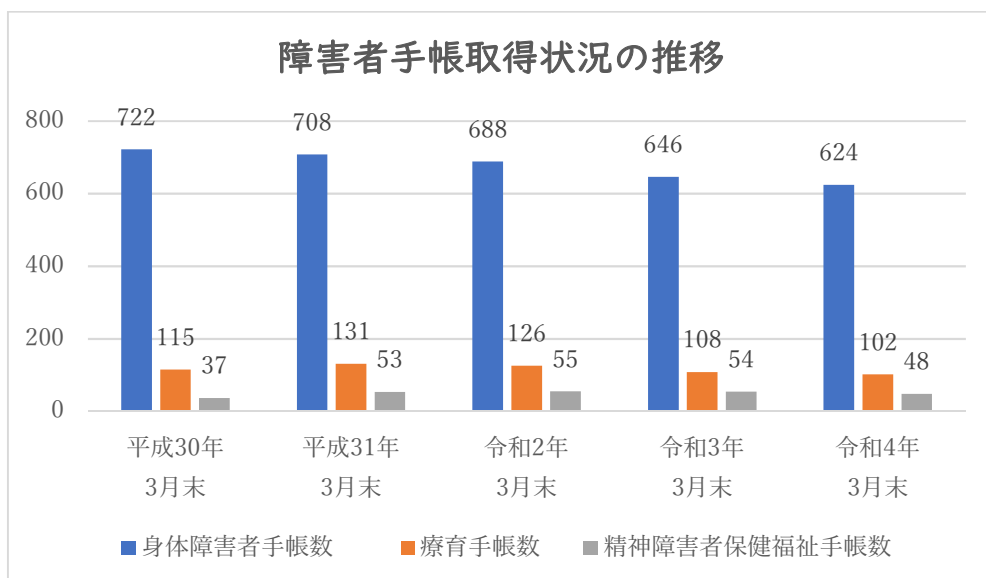
(2) 要介護認定者数について

要介護認定者数は、増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっています。介護予防を継続して実施できる場所が身近にあることも結果に繋がっていると思われます。



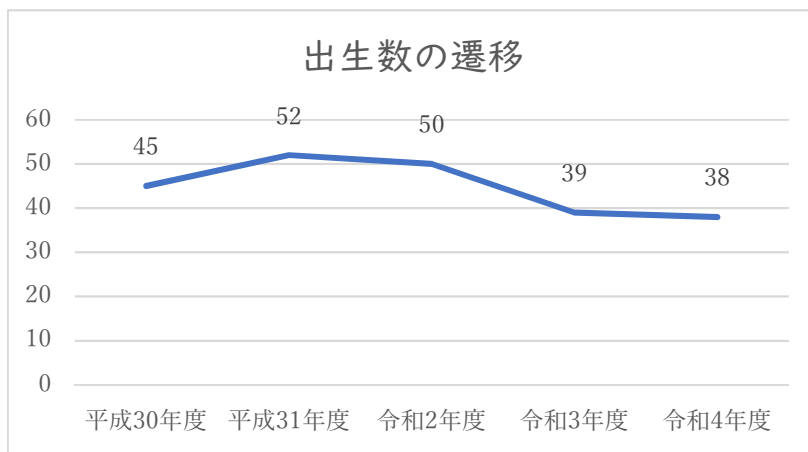
(3) 障害者手帳の取得状況

身体障害者手帳の所持者は、高齢者が多くをしめており、年々減少しています。



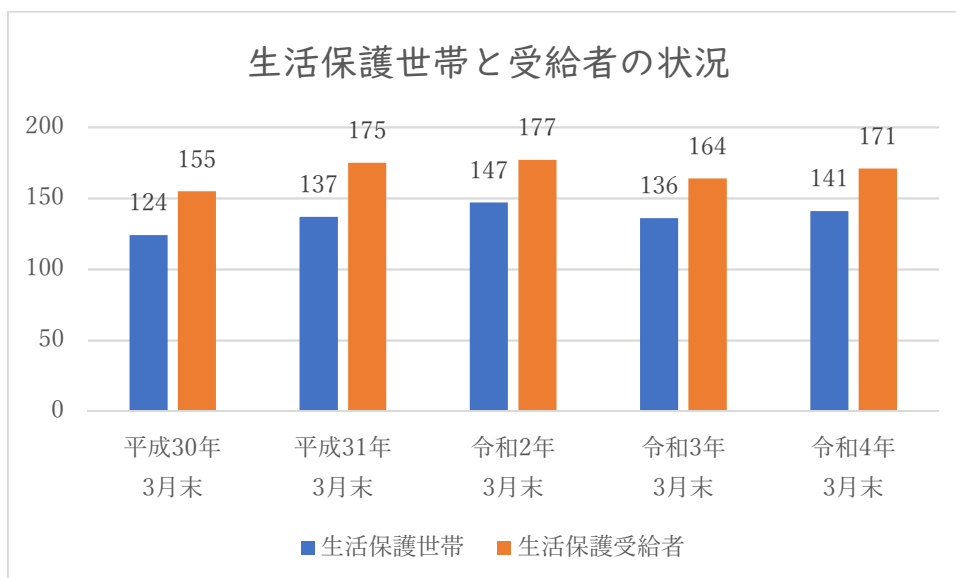
（４）出生の状況

出生数は、増減はありますが、令和３年度、令和４年度に急激に減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響によることも推測されます。



（５）生活保護受給者の状況

生活保護の受給状況は、ほぼ横ばいとなっています。しかし、令和２年から始まった新型コロナウイルス感染症の特例貸付は、申請件数が200件となっており、生活保護の申請に至る人は、少なかったものと思われます。今後、物価の高騰による影響もあり、状況を確認する必要があります。



2. 第2期計画基本目標の状況と課題

基本目標Ⅰ 人づくり～福祉にたずさわる人材づくり～

(1) 地域活動を支える担い手の育成

- ①町内ボランティアや地域活動の整理（活動紹介）
- ②ボランティアフォーラムで町内団体・事業者が繋がる場づくり
- ③ボランティアフェスティバルで町民へ活動報告、地域福祉活動体験
- ④夏休みボランティア体験
- ⑤手話奉仕員養成入門講座

ボランティアに関する取り組みは、黒潮町社会福祉協議会が中核的な役割を担っています。平成29年度よりボランティアに関する課題を整理するとともにボランティアフォーラムを開催し、町内団体や事業者から町内福祉活動に対する意見を頂きました。繋がった23団体等の協力のもと令和元年度よりボランティアフェスティバルを開催し、町民の皆さまへ団体活動を知ってもらう機会となり、ボランティアセンターの周知と活動へのきっかけづくりなど住民参加の基盤を拡充することができました。

子どもの頃から地域で活動することやボランティアについて考える機会をつくるため、夏休みボランティア体験や福祉教育の取り組みを進めてきました。

●夏休みボランティア体験参加数

年度	件数	参加人数	内容
H29年度	企画		
H30年度	提供プログラム4件	6人	子ども食堂（調理、運営）
H31年度	提供プログラム10件	15人	障害者施設、子ども食堂、工作教室、集落活動センターで体験
R2年度	提供プログラム3件	4校 12人	あったかふれあいセンター事業
R3年度	提供プログラム8件	15校 57人	子ども食堂、工作教室、放課後子ども教室、ボッチャなどスポーツを通した活動

●ボランティア登録団体（登録者）数

H29年度	6団体 217人
H30年度	6団体 222人
H31（R1）年度	8団体 288人
R2年度	8団体 232人
R3年度	12団体 317人



令和４年１０月から令和５年３月の期間、手話奉仕員養成講座入門編を開催し、高校生を含む１０名の方が受講しました。

《課題》生活スタイルや価値観の多様化により「ボランティア」について、色々な考え方や意見が出ていることから、ボランティアについて本来の目的や意味について勉強し考えていく必要があります。

（２）多様な福祉ニーズに対応できる福祉人材の育成

- ①地域生活課題を早期に発見できる訪問、相談、つなぎ機能の充実
- ②生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの配置

あったかふれあいセンター６拠点に地域福祉コーディネーターが配置され、訪問日を決め、個人の困りごとを早期に発見し、その場で解決することや、必要な機関につなぐ取り組みを進めています。訪問を繰り返すことで顔が見える関係をつくり、困りごとに気づくことや、困りごとを受け止めることができています。

同時に生活支援コーディネーターも大方地域に１名、佐賀地域に１名（地域福祉コーディネーター兼務）を配置し、生活課題の発見と生活支援のための新たなサービスや仕組みづくりを進めています。

あったかふれあいセンターコーディネーターの配置	各拠点に１人（町全体６人）
生活支援コーディネーターの配置	大方地域１人、佐賀地域１人

《課題》福祉ニーズが多様化し専門職も限られるなか、福祉人材をどのようにつくっていくのか、分野ごとに活躍する人が必要なのか、連携する仕組みが必要なのか等支援者の役割について考えていく必要があります。

（３）福祉教育の推進

- ①チームオレンジ等による認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開催
- ②認知症や障がいに対する正しい理解の場の提供
- ③福祉教育による福祉への意識の醸成

あったかふれあいセンターなどの集いの場を活用した認知症学習会や認知症カフェは、定期的で開催され、町内外から多くの方に参加していただきました。その活動は、町内の小中学校や高校の授業、老人クラブや民生児童委員協議会などの各種団体が集まる場に出向き、正しい理解と啓発に努めることができました。

福祉教育では、町内の小学校を対象に福祉体験学習を行い、高齢者や障がい者等への理解など「福祉の心」を育てる取り組みを進めました。

●提供した福祉プログラム

年度	学校数	参加人数	内容
H28 年度 (参考)	・ 小学校 3 校 ・ 町人協	71 人 18 人 計 89 人	高齢者疑似体験 車イス、アイマスク
H29 年度	・ 小学校 3 校 ・ 中学校 1 校 ・ 高校 1 校 ・ 町人教	39 人 45 人 3 人 30 人 計 117 人	高齢者疑似体験 車イス、アイマスク 手話体験（地域講師） 認知症講話（地域講師）
H30 年度	・ 小学校 6 校 ・ 高校 1 校 ・ 施設	115 人 4 人 30 人 計 149 人	上記同じ
R1 年度	・ 小学校 5 校 ・ 中学校 2 校	計 196 人	上記同じ
R2 年度	・ 小学校 6 校 ・ 中学校 2 校	計 140 人	上記同じ 防災×福祉教育
R3 年度	・ 小学校 4 校 ・ 高校 1 校×3 回	計 70 人	上記同じ 防災プログラムの提供

《課題》 小中学校、高校生だけでなく、あらゆる年齢層へ福祉教育が拡充できるよう福祉プログラムの開発と、地域講師として町内事業所などの専門職や企業、地域住民の参画を得て福祉教育を実施できるよう取り組みを進めていく必要があります。このことにより、町内での福祉人材の育成が進むことが期待できます。

基本目標 2 仕組みづくり～顔が見える関係づくり～

(1) 支援が必要な人を地域で見守り支える仕組みづくり

- ① あったかふれあいセンター事業の推進
- ② 見守りネットワーク事業
- ③ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成
- ④ 民生児童委員協議会への活動支援

あったかふれあいセンターでは訪問を定期的に行ってきたことで町民の皆さまと顔の見える関係ができています。訪問を繰り返し行うことで、課題の早期発見ができ、必要な支援につなぐことができています。

見守りネットワーク事業は、地域ボランティアや民生児童委員の協力のもと事業が実施できています。

避難行動要支援者名簿・個別計画作成は、現状課題を整理し、令和３年度より地域とともに計画作成に着手し個別避難訓練もできつつあります。

見守り団体協定数（令和５年３月末）	県協定：23件、町協定：17件
-------------------	-----------------

《課題》 見守りネットワークは、一つの事業ではなく、事業をきっかけに地域の見守り活動を民生児童委員やボランティアだけでなく地域の協力者も一緒に取り組む必要があります。また、避難行動要支援者の個別計画の作成課程において、支援が必要な人のことを知り、考え、取り組む必要もありますが、日頃の関係を大切にしながら、挨拶など町民同士でできる取り組みを着実に実施する必要があります。

（２）生活課題を抱える人たちへの支援体制の充実

（３）福祉ネットワークの推進

①連携のための情報共有・協議の場づくり

②関係機関の協働による包括的な支援体制

あったかふれあいセンターでは、毎月、保健師や地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターが地域の中で支援が必要な人について、現状を報告し、課題の共有と支援方針を確認する機会をつくっています。また町全域で保健、医療、福祉、就労、金銭管理などに関わる関係職員が集まり協議を行う場ができています。

情報共有・協議の場	各あったかふれあいセンター（６ヶ所）で定期的に行う会議
包括的な支援体制	関係する機関が集まり包括的に協議し支援する機会

（４）権利擁護の推進

①権利擁護や成年後見制度に関する広報活動

②相談窓口の充実

③重層的な支援体制の整備

④申立て等及び後見人の確保

これまで町は、町の権利擁護に関する課題を整理し、専門職に講師を依頼するなど権利擁護に関する学習会を開催し、令和４年３月、社協に「権利擁護センターくろしお」を開設しました。権利擁護センターでは、権利擁護に関する相談窓口の充実と広報啓発活動を行っています。

《課題》 認知症や障がい等により、一人で判断することが難しくなっている人や権利侵害に遭いやすい方が増えています。また、複合的な課題がある個人や世帯、生活ができなくなっているにも関わらず、どこにも相談できない方が増えています。一つのことを相談しても、別の困りごとが発見され、解決の糸口が見つからず、放置されているケースが増加しています。このため、医療・福祉だけでなく関係機関の包括的な支援体制をつくり対応する必要があります。また成年後見制度の利用促進につながるよう、事業所や関係者をはじめ広く制度の周知をしていく必要があります。

基本目標3 環境づくり～地域の中での福祉活動体制づくり～

(1) 住民の関係を育む交流の場づくり

- ① あったかふれあいセンターの整備
- ② 地区ふれあいサロンへの支援

計画期間中、6ヶ所のあったかふれあいセンターを整備し、世代間交流の場、地域活動の場として取り組みを進めてきました。地区ふれあいサロン活動への助成や協力を継続し、地域の自主的な活動を支援しました。

あったかふれあいセンターの整備	町内6ヶ所
-----------------	-------

(2) 多世代交流の推進

- ① あったかふれあいセンターを活用した世代間交流事業
- ② 三世代ふれあい健診などの取り組みの推進

あったかふれあいセンターを活用し保育所や小学校との交流を行いました。子ども食堂やカフェ、地域のお祭りなどを行い多世代の交流に繋がりました。

《課題》 新型コロナウイルス感染症の影響が長期となったことから、交流の自粛が続きました。交流は、楽しみの場、学びの場、介護予防の場となることから、工夫しながら事業の継続に向け取り組む必要があります。また、子どもと高齢者だけでなく多世代の交流となるよう、地域とともに取り組みを考え事業を実施していく必要があります。

(3) 地域福祉活動への参加促進

- ① 地域課題の解決に向け、協議の場づくり
- ② 住民が主体的に取り組む小地域アクションプランの推進
- ③ 活動に取り組む個人や団体をつなぐ仕組みづくり

社協を中心に、活動団体をつなぐ取り組みとしてボランティアフォーラムやボランティアフェスティバルなどを実施しました。活動を周知するため、活動団体の冊子づくりを行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により集合による地区座談会が実施できませんでしたが、各あったかふれあいセンターの運営推進会議で地域の意見を確認しながら地域活動を支援することができました。

3. 今後の取り組みに向けた課題整理

(1) 包括的な支援体制の構築

社会的に孤立状態にある人や孤立状態に陥る状態にある人、複合的な生活課題を抱える人や世帯への支援を進めるため、関係機関の情報共有や支援方針を検討する場が必要であり、個別支援、伴走支援、継続的な支援体制を構築する必要があります。

(2) 地域生活課題を解決する仕組みづくり

多様な価値観を持つ人が増える中、行政の福祉分野だけでなく、生活課題に関係する機関が、分野を超え、社協、民生児童委員、地域などと課題を共有し解決に向けた取り組みを進めることが必要です。

(3) 住民主体の地域福祉活動の推進

地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」を活用し世代を超えた住民同士の交流や活動を進めていく必要があります。

(4) 災害時要配慮者支援体制の構築

日頃の見守りや隣近所での声かけなど、日常の中での関係を大切にしながら、地域の中で見守り支え合う仕組みづくりを「防災」を通して考えていくことが必要です。

(5) 次世代を担う福祉人材の育成

福祉教育を通して町民が福祉について考える機会をつくり、人口減少を見据え将来の地域福祉を担う人材を育成していく必要があります。

第3章 第3期地域福祉計画の体系

1. 基本理念、目指す地域の姿

黒潮町内で暮らす誰もが地域社会の一員として、役割や生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、住民同士の支え合いや、福祉ネットワークの支援を充実させ、お互いさまの気持ちで支え合う、共に生きる「地域共生社会」となるよう住民個人による自助の取組みの推進、隣近所や地区・地域により共助（互助）の支援体制を充実させます。そうすることで、地域全体の福祉力が向上し、すべての町民が心身ともに安心して暮らし続けることができる町となり、持続可能な地域福祉を実現します。

基本理念「お互いさまのところで彩る 笑顔あふれるまちづくり」

2. 基本目標、取組みの方向性

基本理念を実現するため、前計画から取組みを進めてきた「人づくり」「仕組みづくり」「環境づくり」を包含し、3つの基本目標を定め、各計画を推進していきます。

基本目標1 安心して暮らすことができる生活支援体制

- (1) 包括的な支援体制の構築
- (2) 地域生活課題に対応する仕組みづくり
- (3) 権利擁護体制の充実

基本目標2 支え合いの地域づくり

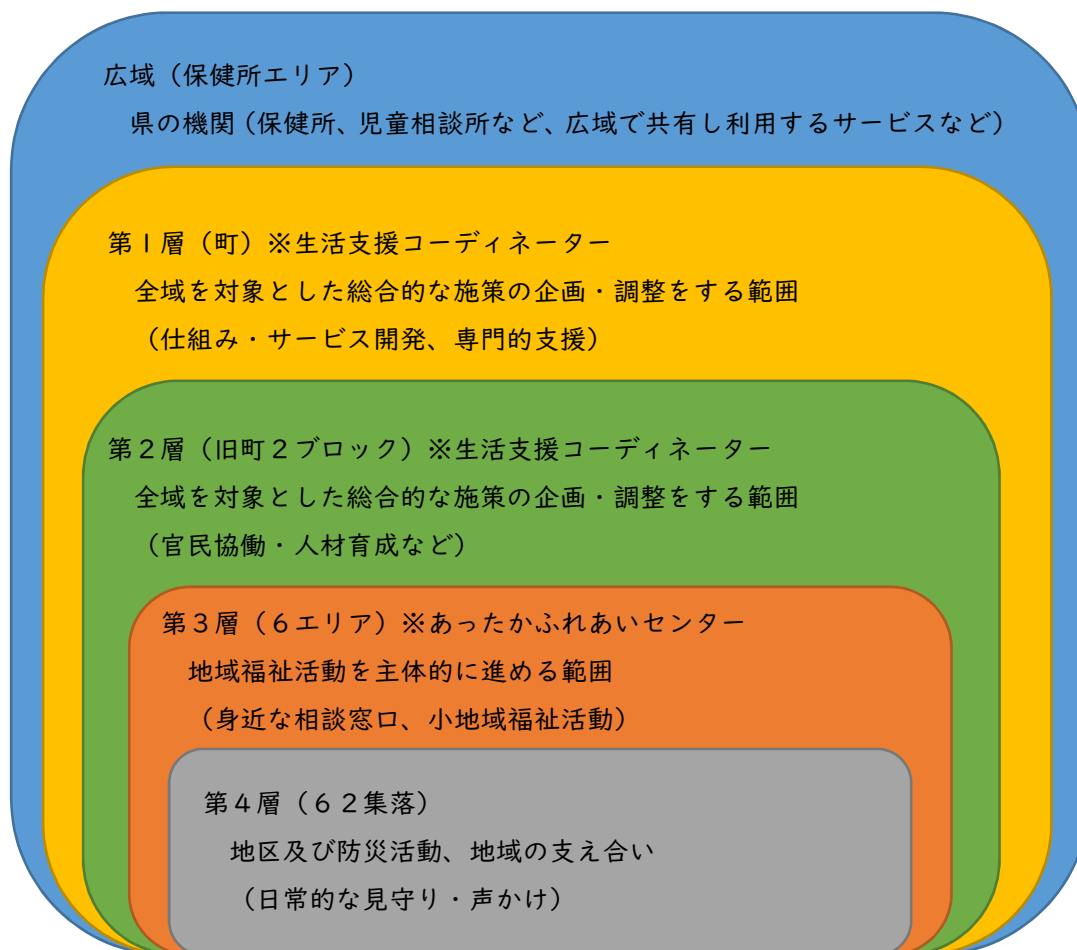
- (1) 住民主体の地域福祉活動の推進
- (2) 災害時要配慮者支援対策の充実
- (3) 見守りネットワークの推進

基本目標3 地域福祉を担う人づくり

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 福祉専門職の確保
- (3) 「ふくし」の理解・促進・啓発

第4章 圏域設定

本計画を具体的に進めていくため、圏域を定め、包括的支援体制における各機関の役割や機能に合わせ活動や事業を進めていくこととします。



- | | |
|-----|----------------------------------|
| 圏域1 | 町全域（仕組みづくり圏域、多機関協働、生活支援コーディネーター） |
| 圏域2 | 2ブロック（佐賀・大方生活支援コーディネーター圏域、官民協働） |
| 圏域3 | 6エリア（あったかふれあいセンター 相談支援、小地域福祉活動） |
| 圏域4 | 62集落（隣組、見守り） |

第5章 計画の推進体制

1. 地域における推進体制

地域福祉は、住民一人ひとり、事業者、行政がそれぞれ役割を担い、また役割を変えながら協働し、一体的に推進していくことが重要です。社会福祉法では、①地域住民（福祉サービスを利用している人、必要としている人も含む）、②社会福祉を目的とする事業を営業者（例えば、社会福祉法人の営業者）、③社会福祉に関する活動を行う者（ボランティアや民生児童委員など）、④国及び地方公共団体の4者が協働し、地域福祉を推進することが明記されています。

また、地域共生社会の実現に向け取り組みを進める本計画は、この4者が計画理念を共有し、相互に協力しながら主体的に取り組むことで、地域福祉が推進していくこととなります。南海トラフ地震などの巨大地震や風水害、感染症対策における防災・減災活動においても支援を必要とする住民への支援と社会的孤立を発生させないように努めることが重要です。

2. 住民、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、事業者等の役割

住民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手、支え手としてボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加するなどの役割が求められます。自らが主体的に活動することでサービスの担い手となり、新たな地域資源として活躍することが期待できます。また社会福祉法人等の事業者は、福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業やサービス内容等の情報提供など医療・介護分野をはじめとする専門職相互の連携が求められています。専門職の有する知見を生かした事業が重層的に展開されることで、利用者の多様なニーズと適切なサービス提供に繋がることが期待できます。

特に社会福祉法人は、社会福祉法により公益的な取組みが義務化され、町民を巻き込んだ活動が期待されています。その他の事業者も多様な福祉ニーズに対応できるよう、あったかふれあいセンターを活用した参加支援事業や福祉活動への参画が求められています。

本計画を実行性のあるものとするため、その担い手を町内外問わず、上記に掲げるもののほか、民生児童委員や老人クラブ、各地区の積極的な関与が必要であり協働による取組みが重要とされます。本計画が目指す「お互いさまの心で彩る笑顔あふれるまちづくり」に向け、地域福祉に関わる多くの人の力を結束する必要があります。

3. 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進する責務があります。また住民や事業者等が行う地域福祉に関する取り組みを支援し、地域課題や地域生活課題の解決や地域共生社会の実現に向けた体制や仕組みづくり、環境づくりの構築が求められます。地域福祉を進めるうえで大切となる「自助」「互助」「共助」「公助」のバランスの取れた仕組みをつくり、全体の進捗管理を行う役割を担います。また、住民や関係機関、行政の各部署等と連携の強化を図り、地域福祉の視点から横断的な施策となるよう各分野をとりまとめ、地域福祉活動への住民の参画をはかり、地域福祉を推進していくこととします。さらに災害時には、県や近隣自治体、関係する全ての機関と連携を密にし、必要な支援が滞ることないように努めていきます。

4. 黒潮町社会福祉協議会との連携

社協は、社会福祉法により地域福祉の推進を担う中核的な団体として位置づけられており、地域に密着した福祉活動や福祉サービスの提供など様々な事業に取り組んでいます。本計画における地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動の推進や町内あらゆる機関での福祉教育の実施、権利擁護センター事業、相談支援センター事業、あったかふれあいセンターと協働して行う地域福祉活動、ボランティアセンターの中核機能など各分野において社協が求められる役割を果たし、行政や各機関、住民と連携しながら各施策を推進していくことが期待されています。

5. 計画の進行管理・評価

計画を円滑かつ確実に実施していくため、進行管理を次のとおり実施します。

(1) 年度ごとの評価

各あったかふれあいセンターで運営推進会議を開催し、圏域での評価をしていきます。町単位で毎年度の施策の実施状況や達成状況を把握し評価をしていきます。

(2) 改定前の評価

計画期間の終了に合わせ、計画期間中の施策の実施及び取り組み状況、推進体制など総合的に分析評価をします。

(3) 評価方法

行政だけの視点ではなく、住民や地域福祉活動の担い手、社会福祉法人などの福祉サービス事業者からの視点でも評価できるよう地域福祉計画委員会において評価をします。

実施計画



基本目標１ 安心して暮らすことができる生活支援体制

基本目標２ 支え合いの地域づくり

基本目標３ 地域福祉を担う人づくり

黒潮町再犯防止推進計画

基本目標Ⅰ 安心して暮らすことができる生活支援体制

(1) 包括的な支援体制の構築

第2期地域福祉計画により、町内6ヶ所に「あったかふれあいセンター」が整備され、各拠点に地域福祉コーディネーターが配属され、町民の身近な相談窓口ができています。訪問により、外出することが困難な人への支援体制もできています。行政では、包括支援センターによる総合相談窓口の開設や、子育て世代包括支援センターなど子どもに関する相談窓口など分野別の相談窓口があります。また、定期的に行われる弁護士相談などの専門相談の場所もあります。社協では、権利擁護センターや地域活動センターでの相談の受け止めや、生活困窮者支援による相談窓口が設けられています。

相談を受け止める場所は分野別に整備され、相談支援体制は整っているものの、複数の分野にまたがる相談については、支援につながりにくく、福祉分野の連携に加え、分野別の必要な情報共有や多職種による包括的な支援体制が求められています。

《具体的な取り組み》

①支援が必要な人を早期に発見し、課題が深刻化する前に必要機関につなぐ仕組みをつくり、関係する機関で必要な支援体制を進めていきます。

あったかふれあいセンター「訪問」および「つなぎ」回数

年度	訪問	つなぎ
令和5年度（R5.4～R6.2）	2,373 件	1,303 件

②効果的な支援ができるよう専門機関と連携する機会をつくり、取組みへの体制を強化します。

多機関協働事業（社会福祉協議会に委託）実績

年度	相談受付
令和5年度（R5.4～R5.12）	586 件

③分野別の専門的な相談窓口と分野を問わない総合相談の窓口の情報連携を図り包括的な支援体制をつくれます。

分野別	主な専門窓口
介護	地域包括支援センター（健康福祉課内に設置） 健康福祉課介護保険係
障がい	地域活動支援センター（社会福祉協議会内に設置） 健康福祉課福祉係

子ども	子ども家庭総合支援拠点（健康福祉課内に設置） 子育て世代包括支援センター（健康福祉課内に設置）
生活困窮	福祉事務所未設置町村相談事業（社会福祉協議会に委託）

上記は専門窓口ですが、同時に福祉の総合相談窓口として関係機関と情報共有をしています。

（２）地域生活課題に対応する仕組みづくり

これまで「あったかふれあいセンター」を中心に、第Ⅰ期地域福祉計画（平成 23 年度策定）で整理した 13 の地域課題に加え、生活困窮を伴う複合的な課題や引きこもりへの支援など課題が出ています。世帯構造の変化や多様な価値観を持つ人の増加など、これまで家族や隣近所、地域でできていたことが難しくなり、人口減少により課題に対応できる人や仕組みが既存制度やこれまでの方法では対応が難しくなっています。課題の整理を行うとともに、多様化するニーズに対応するための新たな支援やサービス、仕組みを考える必要があります。

＜具体的な取り組み＞~~（重層的支援体制整備事業）~~

① 地域福祉コーディネーターによる訪問、つなぎの仕組みづくりを強化します。

（再掲）あったかふれあいセンター「訪問」および「つなぎ」回数

年度	訪問	つなぎ
令和 5 年度（R5.4～R6.2）	2,373 件	1,303 件

②生活支援コーディネーターによる新たな地域生活課題へ対応するための仕組みづくりを進めます。

生活支援コーディネーターの配置

地区	人数	主な拠点
佐賀地区	1 名	あったかふれあいセンターこぶし
大方地区	1 名	町なか休憩所はっぴい

福祉関係の会議や委員会に参加し、把握する地域課題について意見し、同時に管轄する地区への課題解決のためのアイデア等をフィードバックしています。

③複合的な課題や困難な事例に対応する多機関での支援体制をつくり取り組みを進めます。

あったかふれあいセンター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健師による支援会議を各あったか圏域で月に 1 回程度の割合で開催し、情報共有および支援策の協議を行っています。重層的支援体制整備事業の支援会議（社会福祉法第 106 条の 6 第 1 項）に位置づけております。

(3) 権利擁護体制の充実

地域包括支援センター、権利擁護センター、相談支援事業所等が協働で権利擁護に関する制度の周知と成年後見制度の利用促進を進め、社会構造の変化による今後の権利擁護のあり方について検討していく必要があります。

また、虐待についても研修会を重ね、虐待の早期発見と安心して暮らすことができる支援体制をつくっていく必要があります。

＜具体的な取り組み＞

① 成年後見制度の利用促進に向けた研修、啓発の取組みを進めます。

開催日	場所	対象者	参加者数
R5.12.9	総合センター	一般住民	44 名
町民大学として開催。町内出身の行政書士、司法書士 2 名によるトーク形式で開催。「権利擁護って何？」と題して基礎的な内容を分かりやすく解説。			
開催日	場所	対象者	参加者数
R6.3.13	保健福祉センター	福祉事業所職員	34 名
くろしお権利擁護センター主催。権利擁護の概念、意思決定支援と成年後見制度について、コスモス成年後見サポートセンターの行政書士による研修。認知症高齢者を例にとって、主に意思決定支援について学習。			

② 日常生活自立支援事業、緊急事務管理などが適切に利用でき、新たな金銭管理等の仕組みをつくっていきます。

厚生労働省による「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の採択を受け、地域で支える持続可能な権利擁護事業の構築を目的に、「簡易な金銭管理を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」を実施。

具体的には、これまで連携してきた社会福祉協議会・くろしお権利擁護センターと協働し、地元金融機関との連携を図り、あったかふれあいセンターや民生委員などによる意思決定支援が可能な仕組みを検討しています。令和 5 年度は、関係機関との協議を行い、権利擁護についての共通認識を持つことを推進しました。今後は、関係機関とネットワークを構築し、新たな金銭管理の仕組みについて協議していきます。

- ② 虐待の防止や相談体制の充実を図るため、支援者への研修を行います。

開催日	場所	対象者	参加者数
R5.12.11	大方中央保育所	保育所職員	
児童虐待防止研修として、香南市児童虐待対策監である川西先生による研修。虐待が子どもに及ぼす影響や保育士としての役割について学習。			
開催日	場所	対象者	参加者数
R6.3.22	黒潮町役場	高齢者虐待ネットワーク会議委員	
高齢者虐待ネットワーク会議委員向け研修。次年度は民生委員など対象者を広くして研修会を開催予定。			

- ③再犯防止について社会復帰支援を促進するため、関係機関とともに相談支援体制を強化します。

当計画に内包する「黒潮町再犯防止計画」を参照。

基本目標 2 支え合いの地域づくり

(1) 住民主体の地域福祉活動の推進

自主防災組織を中心に地域防災計画を作成し、地域での防災訓練を行うなど防災を通じた住民主体の地域福祉活動を進めています。また、地区サロンや健康づくりに関する教室、健康相談など、あらゆる世代における心身の健康づくりを推進し、介護予防や健康づくりなどを通して自殺対策についても考える場が必要です。

地域の主体的な活動を支援する場として、あったかふれあいセンターの活用や世代間交流を通して各地域が住民主体の地域福祉活動を進め、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

《具体的な取り組み》

- ① 地区ふれあいサロンの活動支援を推進します。

年度	実人数	延べ人数	実施回数	実施地区
令和4年度	528人	1514人	126回	44地区(37か所)

- ② 地区での介護予防、健康づくりをともに進めます。

あったかふれあいセンター「介護予防」実績

年度	介護予防
令和5年度(R5.4~R6.2)	2,827件

③ 地域での防災活動とともに進めます。

下記に記載する「災害時要配慮者支援対策」を通して、地域での防災活動をすすめていきます。令和5年度は、要配慮者の情報共有、お試し避難訓練（要配慮者の個別避難訓練）、地域調整会議（福祉専門職の参加する地域で要配慮者支援を協議する会）にて家具固定取組の推進などを行いました。

④ あったかふれあいセンターの場を活用し、地域や町民の主体的な地域福祉活動を支援していきます。

各あったかふれあいセンターにて「地域づくり」の取り組みを実施しております。下記は一例です。

【あったかふれあいセンターこぶし】

集落活動センター、企業や学校と連携し、地域活性化を目的とした「交流事業」への企画・運営支援を行う（さが谷三里マーケット、夏祭りなど）。

【あったかふれあいセンターさが】

避難場所の確認を住民と共に行う。訪問時や集いの場で避難訓練参加の声掛けを実施。

【あったかふれあいセンター白田川】

夏と冬に「晩ごはん食堂」を開催。みんなで献立を考えて調理。誰かと一緒に食事ができる喜びを感じることができた。

【あったかふれあいセンターにしきの広場】

センター内の花壇について、地域の方に相談したところ、草引き、土入れ、花植え、水やりと役割分担してお世話をしてくれ、小さな交流の場になっている。

【あったかふれあいセンター北郷】

月に1回無料開放日を開催し、自主的な集いの場として開催。開放時間は短時間だが、会話やカラオケを楽しむ姿が見られた。

【あったかふれあいセンターみうら】

地域で活躍されている方を講師として招いて、手芸教室やフラダンス教室などを開催。

⑤ 地域活動が促進するよう多世代が交流できる場づくりを行います。

65歳以上の体力測定の際に、小学生スタッフ、健康づくり推進員の三世代の交流も目的としたふれあい健診を実施しています（三世代ふれあい健診）。

また、あったかふれあいセンターみうら、あったかふれあいセンターさがでは小学校や学童と連携し、多世代交流の場づくりを実施しました。

これまでの実績から、退職後の男性の居場所がない（町内の様々な集いの場への参加者数が少ない）現状があります。現在、eスポーツによる健康教室の開催によりこれまで参加のなかった世代の方へのアプローチを検討しています。このような多世代交流が気軽にできる場所づくりを継続して検討していきます。

⑥ ボランティアセンター機能が充実するよう活動を進めます。

年度	夏休みボランティア体験参加数	ボランティア登録団体（登録者）数	提供した福祉プログラム数（協力事業数）
令和5年度	37人（11校）	10団体（215人）	13プログラム

※ボランティア登録団体数のうち4団体は社会福祉協議会の事業ボランティアとして活動を実施。

⑦ 自殺対策の推進

黒潮町自殺対策計画に基づく事業・支援を実施しています。自殺対策を生きることの包括的な支援として、家庭や学校、職域、地域等、他分野の関係者との連携、協力のもとに総合的に推進していく必要があります。

そのため、「重層的支援会議」（重層的支援整備事業計画参照）の中で、官民一体となった自殺対策を推進していきます。

（2）災害時要配慮者支援対策の充実

災害時の要配慮者支援は、各地域で関係機関とともに行われています。地域により取り組みの速度は異なりますが、福祉サービスを利用している人については、情報があり支援がつながりやすい一方、サービスを利用していない人や社会的孤立の状態になっている人は、地域の中で支援体制を考えることが難しくなっています。地域や福祉サービス提供事業者等、行政、社協などがともに支援体制について考える場と実践の場が必要となっています。

＜具体的な取り組み＞

①多世代交流の場を活用した災害時要配慮者支援について、地域とともに考え、避難訓練の実施などをともに実施していきます。

②避難行動要支援者個別避難支援計画の作成及び個別の避難訓練を地域や関係機関とともに進めます。

年度	避難行動要支援者 名簿登録者数	避難行動要支援者 名簿提供同意者数	計画作成者数
令和 5 年度 (R6.1 月末時点)	233 名	178 名	178 名

名簿・計画作成未同意者については、個別に訪問するなどにより同意の促しを行っています。

年度	個別避難訓練（お試し避難訓練実施者数）
令和 5 年度	4 名

③ 福祉避難所及び必要な資機材を確保し要配慮者の避難支援体制を進めます。

町内の福祉避難所は令和 5 年度現在、9 カ所。令和 4 年度に引き続き、折りたたみベッドを配備。避難収容者数と同数のベッドを整備しました。福祉避難所運営訓練を 2 月に大方生華園にて実施し、福祉避難所の運営などを協議する福祉避難所協議会を同月に開催しております。

（３）見守りネットワークの推進

支え合いの地域づくりを進めるため、見守りネットワーク事業として週 1 回、地域やボランティアを中心に配食を実施しています。地域の中で見守り体制ができるよう既存の取り組みへ協力できる人を増やしていく必要があります。

＜具体的な取り組み＞

①配食による見守りネットワーク事業を進めていきます。

年度		大方	佐賀	計
令和 5 年度	利用者	2,219 人	1,510 人	3,729 人
	調理	321 人	230 人	551 人
	配食	710 人	72 人	782 人

② 愛のお便り事業、愛の一声運動を進めていきます。

~~③ 地域での福祉活動や防災活動を支援していきます。~~

③ 見守り団体協定による活動を進めていきます

令和 6 年 3 月時点 見守り団体協定数	18 事業所（町独自）
-----------------------	-------------

地元の民間事業者が日常業務の中で住民に関する何らかの異変を感じた場合に、速やかに行政へ連絡する見守りネットワークを推進。令和 5 年度に、この取り組みを一体的に推進していくことを目的にステッカーを作成しました。

基本目標 3 地域福祉担う人づくり

(1) 福祉教育の推進

地域の中で福祉のこころを育む機会と活動の場をつくる必要があります。また、あらゆる世代への福祉教育を進めるため、プログラムの開発と関係機関が一体となった取り組みが必要となっています。

《具体的な取り組み》

- ① ボランティアについて学習の機会をつくれます。
- ② ボランティア活動の促進について関係機関とともに進めます。
- ③ ボランティアセンター機能の強化を図るため関係機関への支援を行います。

(再掲)

年度	夏休みボランティア体験参加数	ボランティア登録団体（登録者）数	提供した福祉プログラム数（協力事業数）
令和 5 年度	37 人（11 校）	10 団体（215 人）	13 プログラム

夏休みボランティアとして、介護福祉施設でのレクリエーション、放課後子ども教室（学童保育）の学童支援や児童館と地域の盆踊りの手伝いなど多様なメニューを構えて募集。10 月 7 日（土）に地域住民へのボランティアの関心を高める取り組みであるボランティアフェスティバルを開催し、令和 5 年度はノーリフティングケア（リフトなどの福祉用具を使用するケアではなく、医療や福祉の現場から腰痛をなくす取り組み）を楽しく学べるイベントも同時開催しました。

社会福祉協議会災害ボランティアセンター機能強化事業として、養成講座や基礎研修を社会福祉協議会の職員が受講しています。令和 6 年 2 月 9 日に災害ボランティアセンター学習会を開催し、社協・行政職員、NPO 法人職員など 41 人が参加しました。地域の力を最大限に活用していくことや技術専門職の力や CT を活用することも必要であることなどを学習しました。

(2) 福祉専門職の確保

複合課題を抱える人や世帯が増え、住民ニーズが多様化し、一つの制度やサービスだけでは対応が難しくなっており、多機関による協議の場の創設が必要となっています。福祉サービスの質の確保と安定したサービスを提供していくため、介護人材の確保、人材の育成に向け取り組みを進めていく必要があります。また、専門職が関わる介護と家族等が関わる介護など介護サービスについて、町全体が考えていく必要があります。

《具体的な取り組み》

① 多機関協働による困難事例に対する協議の場づくり

(再掲) あったかふれあいセンター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健師による支援会議を各あったか圏域で月に1回程度の割合で開催し、情報共有および支援策の協議を行っています。重層的支援体制整備事業の支援会議(社会福祉法第106条の6第1項)に位置づけております。

② 地域生活課題の解決へ向けた研修を行います。

先述した権利擁護、高齢者虐待のほか、認知症に関する理解を広めるため、「チームオレンジ」が啓発活動や認知症サポーター養成講座を実施しています。

③ 福祉人材の確保のため職場環境の改善へ向けた支援を事業所とともに考えていきます。

介護人材の確保の一助として、町主催以外の介護職員初任者研修の受講料補助を実施しております。今後は、

- ・各協議会における関係事業者との協議
- ・セクハラ、パワハラ防止の啓発
- ・ICTの活用

などに努めていきます。

④ 福祉人材バンクの紹介やホームページを活用した介護に関する情報発信を行います。

町広報誌(広報くろしお)やパンフレット、ホームページ、SNSなどで情報発信を行っています。

(3) 「ふくし」の理解・促進・啓発

地域共生社会の実現に向け、町民が将来の地域や福祉について考えることが必要となっています。福祉課題が多様化する中、暮らすまちの像を描き、町民がおたがいさまの気持ちで活動できるよう、関係機関とともに取り組みを進めていく必要があります。

≪具体的な取り組み≫

① 広報やホームページを活用した啓発を行います。

「地域共生社会」というテーマでの住民向け広報は未実施です。県の地域共生社会シンポジウムなどの広報ができていませんでした。

令和5年度は、町ケーブルテレビ（IWKTV）にて、あったかふれあいセンターの紹介・PR番組を放送し、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターを改めて住民へ周知しております。

② 地域共生社会について研修を行い共に生きる社会について考えていきます。

令和5年10月に町職員、社協職員向けの地域共生社会、重層的支援体制整備事業についての研修を実施しました（講師は日本福祉大学学長の原田先生）。今後は、地域住民向けの研修を検討していきます。

③ 地域福祉活動計画に参画する個人や団体を関係機関とともに支援していきます。

国や県の事業・補助金を活用しながら支援していきます。

高知家地域共生社会推進宣言

高知家の一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人與人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します。

- 1 どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます。
- 2 誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます。
- 3 住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします。

令和4年10月30日
別添宣言団体

黒潮町重層的支援体制整備事業計画

黒潮町重層的支援体制整備事業計画とは

社会福祉法第 106 条の 5 の規程に基づき、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画として策定する計画です。

計画の目的

重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施することを目的とします。

計画の期間

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

重層的支援体制整備事業とは

地域共生社会の理念（全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支えて側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。）を実現するための事業。

【重層的支援体制整備事業の 3 つの柱】

①相談支援

・包括的相談支援事業

分野（高齢、障害、子ども、生活困窮）、属性、世代を問わない相談の受け止め。

・多機関協働事業

既存の支援では対応できない困難課題をもつ相談者には、多機関による支援の検討をコーディネートする

・アウトリーチを通じた継続的支援

自ら支援を求めることができない人や拒否的な人に対しては、アウトリーチ（目的をもった訪問）による継続的な支援を行う

②参加支援

地域の社会資源を活用した社会とのつながりづくりに向けた支援。地域資源（たとえば、子ども食堂や企業、商店）をコーディネートし、ひきこもりの方などとマッチングする。「相談支援」と「地域づくり」をつなぐ役割。

③地域づくり

地域資源の開発や地域ネットワークの構築を行う。世代や属性を超えて交流できる場や居場所をつくる事業。

黒潮町重層的支援体制整備事業

①相談支援

専門的窓口を設置するものの、どこに相談にいつでも相談を受け止め、必要な機関に情報共有、連携をとって支援できる体制を整備します（包括的相談支援）。複合的な生活課題を抱えた相談者の場合、多機関協働事業の実施機関である社会福祉協議会へ連絡・相談し、個人だけでなく世帯全体を支援します（多機関協働）。

また、あったかふれあいセンターを中心にアウトリーチ型の訪問を継続的に実施し、あったかふれあいセンターで解決できない課題を抱えた相談者は、専門職（保健師、包括支援センター、社会福祉協議会）へつなぎます（アウトリーチ）。

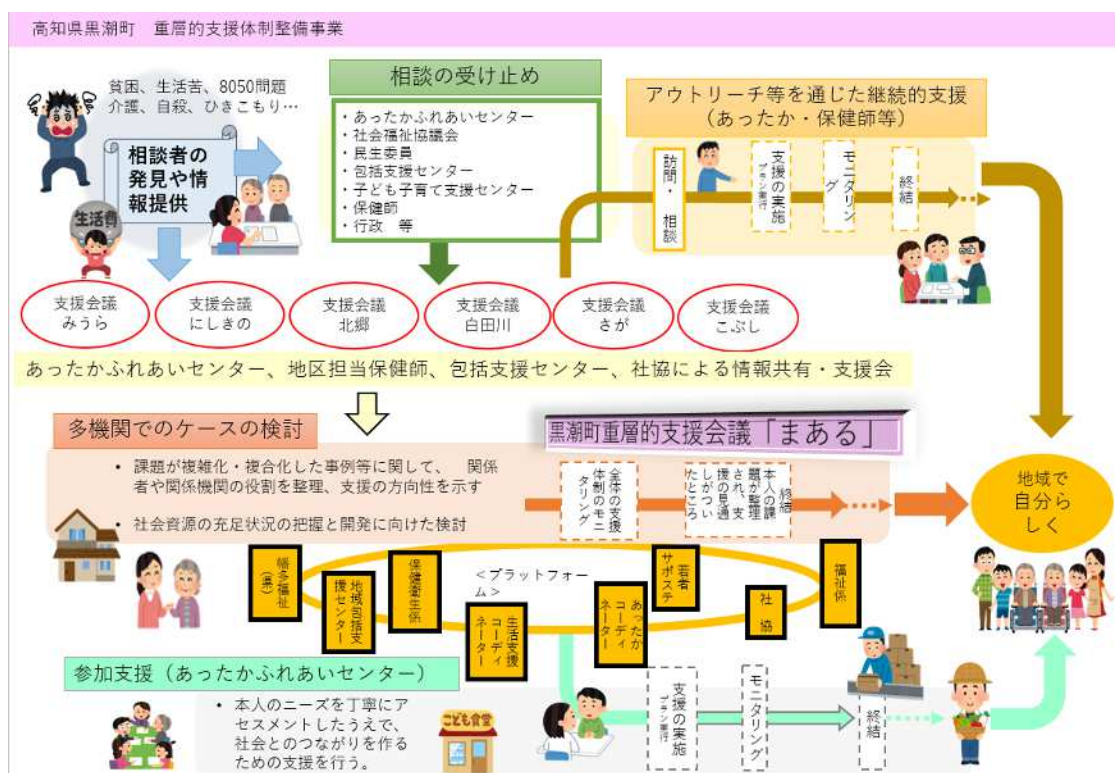
情報連携の強化のため、各あったかふれあいセンター圏域にて、月に1回程度の重層的支援体制整備事業における支援会議（社会福祉法第106条の6）を開催します。情報共有にはICTを活用し、効率・効果的な情報共有を行う工夫をしていきます。

②参加支援

地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターによる地域資源とのマッチングを行います。また、町内の地域資源を整理し、見える化することで支援者、相談者の利便性向上を図ります。

③地域づくり

地域住民とともに地域づくり・居場所づくりを行っていきます。既存の地域資源を活用するとともに、既存資源では対応できないニーズについては、重層的支援会議（黒潮町重層的支援体制整備事業における重層的支援会議実施要綱第2条第1項第5号：対象者のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握及びその開発に向けた検討）などを活用し、新たな社会参加資源を構築していきます。



	介護	障害	子ども	生活困窮
参加支援事業	あったかふれあいセンター事業			
相談支援	包括支援センター	相談支援事業所（社協・ステップ）	保健師（子ども子育て利用者支援事業）	自立相談支援（社協）
地域づくり 居場所づくり	ふれあいサロン（一般介護予防事業） 生活支援コーディネータ（生活支援体制整備事業）	地域活動支援センター（社協）	地域子育て支援センター（教育委員会）	共助の基盤づくり事業（社協）

今後の課題と展望

今後、さらなる人口減少および少子高齢化が進んでいく中で、ますます「支え合い」の必要性が高まっていきます。あらゆる住民が自分らしく活躍できるよう、社会参加を「しやすい」体制づくりが求められています。

①ICTの活用

既存の導入ツールであるLINEやkintoneを活用し、相談支援の多様化、情報共有の効率化を図ります。また、企画調整室と連携し、最新のデジタル技術や他自治体の成功例などの情報収集に努めます。

※kintone（キントーン）とは、プログラミングの知識がなくとも業務のシステム化や効率化を実現するアプリがつけれるクラウドサービスです。

②ボランティア支援

本計画に記載のボランティアに関する取り組みを推進するため、デジタルを活用したボランティアポイントなどボランティアが活動しやすい仕組みを社会福祉協議会と検討していきます。

③参加支援プランの作成

参加支援事業について、必要に応じたプラン作成が現状できておりませんので、役割分担や目標が見える化することで、本人および関係機関が共通認識をもって取り組みやすい体制を整えていきます。

④重層的支援会議の開催

重層的支援会議は、社会福祉法第106条の4第2項第5号に規定する事業(多機関協働事業)により、複雑化し、複合化した課題を抱える方の生活上の困難やニーズに対して個別支援を円滑に行うための支援会議です。通常の支援会議や個別のケース会議では対応できない事案について、法律や医療などの専門職による参画を実施していきます。本人同意が必要な会議ですので、本人に支援内容を理解していただく必要があります。



黒潮町再犯防止推進計画

再犯防止推進計画とは

国は平成28年12月に再犯防止を進めるための法律「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）」を制定し、高知県においても令和元年度から5ヶ年計画で「高知県再犯防止推進計画」を策定しました。黒潮町においても再犯防止推進法第8条第1項に基づき、「黒潮町再犯防止推進計画」を策定しました。本計画は「黒潮町地域福祉計画」に包含し、犯罪や非行をした人が再犯に至らないよう就労・住居・保健・医療・福祉等に関する具体的施策の推進を意図したものです。

計画の目的

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障がい等、様々な生きづらさを抱えた人が存在しています。そのような人が再び罪を犯すことのないよう社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与することを目的とします。

計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

具体的施策

■就労・住居の確保のための取り組み

- ・刑務所出所者等の雇用を希望する事業者をサポートする機関である法務省「コレワーク四国」との連携を行い、就労の確保を支援します。
- ・犯罪や非行をした人等、また矯正施設出所者等、帰住先のない人に対し、町営住宅への入居についてはその状況に応じた配慮を行います。

■保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取り組み

- ・犯罪をした高齢者や障がい者等へ保健・医療・福祉サービスを提供するために、関係機関・団体との連携を図ります。

■非行の防止及び学校と連携した修学支援の実施等のための取り組み

- ・非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、子どもの居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する相談など、児童生徒の非行の未然防止に向けた取り組みを推進します。
- ・犯罪をした子どもやその家族の支援について、「法務少年支援センターこうち」をはじめとする関係機関や地域の民生委員・児童委員と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。

■広報・啓発活動の推進等のための取り組み

- ・「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行うなど犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域社会の理解促進に取り組めます。

■相談支援強化の取り組み

- ・社会福祉協議会等と連携し、刑期を終えた人の自立への支援に向けた相談体制の充実を図ります。
- ・関係機関との連携を強化し、情報収集や必要に応じた経済的な自立を支援します。

■町（行政）の取り組み

- ・保護司や保護司会の活動や保護司適任者確保の人材育成等を支援します。
- ・DVや児童虐待の早期発見や適切な対応を図るため、要保護児童対策地域協議会（要対協）等において、高知県女性相談支援センター・幡多児童相談所など関係機関との連携強化を図ります。
- ・「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」において、広報掲載や保護司との街頭活動を実施し、犯罪や非行のない安心で安全な明るい地域社会を築くための啓発を行います。
- ・犯罪や非行をした人等が少しでも早期に社会復帰し支援ができるよう、刑事司法機関や保健・医療・福祉関係機関・団体等と情報共有を行いながら連携強化を図っていきます。

「黒潮町再犯防止推進計画」の取り組み状況

〈取り組み状況〉

■毎年7月の「再犯防止啓発月間」に合せ、犯罪や非行の防止意識を高め、安心・安全な明るい地域社会を築くために、保護司と行政担当職員が合同で街頭活動を行った後、町長を交え、「内閣総理大臣メッセージの伝達」をはじめ、保護司から取り組み報告や町への要望等についての懇談会を実施しています。

また実施状況を次月の町広報へ掲載し、住民に再犯防止に関する施策を身近に感じてもらうようにしております。

■犯罪をした人等が社会復帰をするためには、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要であるため、ハローワークでの求職の推進や、生活困窮に伴う行政への支援や相談体制の充実を図っています。

〈今後の課題〉

住居の確保については、安定した生活を送るために必要不可欠であるため、町営住宅や空き家等を確保していくことが重要です。

また、保護司をはじめとする民間ボランティアを支援していくことで、地域における犯罪をした人の指導・支援の担い手の確保が重要となります。

関係機関・団体

名称	所在地	電話番号
●コレワーク四国 (高松矯正管区矯正就労支援情報センター)	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎地下 1 階	0120-29-5089
●法務少年支援センターこうち (高知少年鑑別所)	高知市塩田町 19-13	088-872-9330
●高知保護観察所	高知市丸ノ内 1 丁目 4-1 高知法務総合庁舎 2 階	088-873-5118
●高知県女性相談支援センター	高知市百石町 2 丁目 34-8	088-833-0783
●高知県幡多児童相談所	高知県四万十市渡川 1 丁目 6-21	0880-37-3159
●中村警察署	高知県四万十市右山 2034-17	0880-34-0110
●幡東保護区保護司会	高知県四万十市右山五月町 8-3 四万十市社会福祉センター内	0880-34-6626
●黒潮町社会福祉協議会	高知県幡多郡黒潮町入野 2017-1	0880-43-2835
●黒潮町健康福祉課 福祉係	高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地	0880-43-2124
●黒潮町健康福祉課 地域包括支援センター	高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地	0880-43-2240
●黒潮町教育委員会	高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地	0880-43-0044
●黒潮町地域住民課 人権啓発係	高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092-1	0880-55-3113

地域福祉活動計画

基本目標【1】安心して暮らすことができる生活支援体制

【1】-1 相談支援体制の充実

少子化・高齢化、人口減少が進むと同時に、共働き世帯の増加など家族の在り方が変わり、福祉に関する課題も多様化しています。従来の高齢者や障がい者、児童といった専門分野ごとに取り組んできた支援では対応しきれない課題も出てきており、認知症高齢者や独居高齢者の増加に加え、ひとり親家庭等で悩みや問題を抱える家庭が地域で孤立することが懸念されています。

今後は、生活課題を抱える住民からのあらゆる相談を受け止め、異なる分野の専門職が分野横断的に連携し、切れ目のない支援を実施する必要があります。そのため、日ごろから情報共有を行う機会を作り、互いの役割について理解を深めながら、迅速かつ適切な支援につながる支援体制の強化を図ります。

■多機関協働のネットワーク推進

包括的な相談支援体制の整備に向け、行政や社協の各種事業に関連のある団体・機関とのつながりを生かして多機関が協働するネットワークづくりと体制の強化を図ります。また地域の中で行われている、既存の会議の場に高齢者、障がい者、子育てなどの様々な分野の専門職の参加を促進し、複合的な生活課題への支援体制を強化します。

【関連事業】

●ふれあい相談事業	人権相談、行政相談と一緒に町民の心配ごと、困りごと相談を開催します。また、大方地区、佐賀地区の学校訪問を行います。
●生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談に応じ、意思を確認しながら改善に向けて助言、計画し、早期自立に向け伴走型の支援を行います。また、必要に応じ、高知県社協が実施する家計改善事業やハローワークなどと共に相談者の就労に向けた支援や働く場の確保を行います。
●生活福祉資金等貸付事業	低所得者世帯に対し、国や高知県社会福祉協議会が実施する資金の貸し付け事務と必要な援助指導を行います。また民生児童委員と連携し世帯状況の把握を行っています。 ・生活福祉資金貸付事業 ・小口資金貸付事業（町社協独自事業）

	・ 特例貸付償還手続き支援 ・ その他高知県社協が実施する貸付事業の受付事務
●相談支援事業	障がい者やその家族からの相談に応じ、情報の提供や助言を行います。 ・ 計画相談（一般相談、特定相談） ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地域活動センター事業 ・ 障がい児等保護者交流会
●町内福祉事業所等連携事業	地域生活課題の解決に向け、様々な事業分野と福祉連携を模索し、地域共生社会の実現に向け企画協議に取り組みます。 ・ 黒潮町介護サービス事業所等連絡会との連携強化 ・ 社会福祉法人連絡会の立ち上げに向けた調整

【1】-2 権利擁護支援体制の充実

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。近年は、世帯構造の変化により、自分らしい生き方を適切に選択、継続するための身上監護や金銭管理などについて、親族から支援が受けられない人が増加しています。

また、高齢化社会の進展に伴い、成年後見制度の利用が必要な人が増えているものの成年後見制度が十分に認知されておらず、利用が進んでいない状況にあり、判断能力に不安のある人が適切に諸制度を利用できる仕組みづくりが必要です。

■権利擁護センター事業

生活のしづらさを感じている方や家族、お金のことで困っている方、認知症や障がいにより判断能力が十分ではない方を支援するため、日常生活上の様々な困りごとについて相談窓口を開設して支援を行います。また、生活困窮に関わる支援については専門機関につなぎ、個別的な支援に加え、包括的かつ継続的な支援体制をつくり、本人の状態に応じた自立を支援する体制をつくりま。

【関連事業】

●日常生活自立支援事業	日常生活において、判断能力が十分でない高齢者や障がい者が安心して生活できるよう本人との契約（意思決定）により支援を行います。
-------------	--

	・福祉サービス利用援助 ・日常的金銭管理 ・書類等預かり ・行政や関係機関との連絡調整
●生活困窮者自立支援事業 (再掲)	生活困窮者の相談に応じ、意思を確認しながら改善に向けて助言、計画し、早期自立に向け伴走型の支援を行います。また、必要に応じ、高知県社協が実施する家計改善事業やハローワークなどと共に相談者の就労に向けた支援や働く場の確保を行います。
●相談支援事業(再掲)	障がい者やその家族からの相談に応じ、情報の提供や助言を行います。 ・計画相談(一般相談、特定相談) ・関係機関との連絡調整 ・地域活動センター事業 ・障がい児等保護者交流会

チャレンジ項目

★生活支援の仕組み ～地元商店×買い物支援～

★介護分野における ICT 活用 ～苦手を克服！はじめてのスマホ体験～

★多様性を受け入れる地域づくりを目指して ～住民の相互理解の促進～



基本目標【2】支え合いの地域づくり

【2】-1 災害時における支援体制

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生しています。地域での支え合いの必要性が高まり、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。また、災害時に通常の避難所での避難生活が困難な人のために開設する福祉避難所の指定を進めるとともに、日頃から地域防災について話し合う機会を設け、防災訓練などへの参加や啓発のためのあいさつ、声掛けをする体制の整備が求められています。

●災害時の支援体制仕組みづくり事業	災害に備え、日ごろの地域での支え合いの仕組みづくりを進めるため事業を実施します。 ・災害ボランティアセンターの体制づくり及び設置運営に係る行政との協定締結（更新） ・災害時要配慮者の避難支援体制づくり ・福祉避難所開設運営訓練
-------------------	--

【2】-2 住民主体の地域福祉活動の推進

住民・世帯が抱える課題が複雑化し、解決が困難になる背景には社会的孤立など関係性の貧困があり、当事者と地域との接点を確保していくことが重要になっています。当事者が地域とつながり、本人が望む形で社会参加ができるように伴走型支援と活動の場の充足が必要です。

地域福祉の推進には、公的な福祉制度の充実と住民による助け合いの両者が必要です。そのためには福祉・教育・医療・保健等にかかわる人たちをはじめ、住民によるボランティア等が一体となって進める必要があります。

■ボランティアセンター事業

ボランティアに関する相談全般を受け付け、ボランティアをしたい人とボランティアを必要としている場をつなぎ、活動の普及啓発に取り組みます。また、ボランティア活動のきっかけづくり、活動に必要な知識や技術を学ぶための学習会や研修会の開催、ボランティアグループの立ち上げ、運営の支援を行います。地域住民をはじめとした多くの人や組織が関わり、地域生活課題の解決に向けて支え合うプログラムづくりに取り組みます。

生活スタイルや価値観の変化の影響を受け、ボランティア活動についても多様な意見が寄せられているなかで、ボランティアセンターとして4つの原則(①自主性・主体性、

②社会性・連帯性、③無償性・無給性、④創造性・開拓性）を基本としながら、これからの世代が考えるボランティアの形についても、検討していきます。

【関連事業】

● あったかふれあいセンター事業	町内6か所のあったかふれあいセンターを地域活動拠点とし、住民の自主的で主体的な活動を支援していきます。必須機能である①集い、②訪問・相談・つなぎ、③生活支援の機能的役割を理解し、住民や地域の自助・互助を最大限生かす取り組みを実施します。
● 参加支援事業	既存の制度で対応できない人や世帯のニーズ等に対応するため、地域資源を活用し、社会とのつながりづくりに向けて支援します。 ・ チャリティーショップの活用 ・ ニーズに基づくマッチングとプログラムづくり ・ 本人への定着支援、受け入れ先への支援 ・ 農福連携のニーズ、課題整理
● 見守りネットワーク事業	独居高齢者や高齢者世帯、障がい者等で見守りが必要な方へ調理や配食ボランティア、民生委員の協力により毎週水曜日に配食を実施します。民生委員や関係者と顔の見える関係をつくり、地域の中で見守りができる体制を整えます。 ・ 1食400円 ・ ボランティア研修 ・ 利用者への個別訪問、見守り台帳づくり
● 善意による「寄付」や「募金」の有効活用事業	町民や企業の皆さまからの金銭や物品などの寄付、歳末助け合い募金や共同募金などを活用し、住民が相互に支えあうことのできる仕組みを充実させます。寄付者や募金者の意思をより反映できるよう工夫するとともに、配分委員会で十分な検討を行います。
● フードバンク事業	企業や個人の方からの寄付を在庫管理し、食に困っている方に対して必要分を提供します。フードロス削減と貧困をなくすことを目標に、町内企業等にも積極的に働きかけ、子ども食堂等を支援します。

チャレンジ項目

★防災の取り組みから地域の見守り活動へ

★空き家を資源に ～空き家活用の可能性を考える～

★人と仕事のマッチング（仕事の創出） ～地元の仕事を地元の雇用で～

基本目標【3】地域福祉を担う人づくり

【3】-1 福祉教育の推進

地域には、子どもや高齢者、障がい者、外国人など様々な人が暮らしており、地域のすべての人がその一員として、その人らしく、いきいきと暮らしていくためには、互いに尊重し合いながら支えあう意識を育むとともに、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

●福祉教育推進事業	小中学校、高校、町内企業・団体を訪問し、高齢や障がいの疑似体験を行い、「共に生きる社会」について学習をしていきます。また、活動団体と連携を取りながら新たな福祉教育のプログラムを開発します。防災教育については、年間を通した活動への支援を行政と共に実施します。
-----------	--

【3】-2 福祉活動への意識の醸成

地域には、様々な生活上の課題を抱え、支援や配慮を必要とする人がいます。こうした地域の課題に対応し、地域福祉を推進するためには、近所づきあいからはじまる互助の取り組みを進めるとともに、地域の生活課題を「我が事」として考え、主体的に福祉活動に参画する意識の醸成が必要です。

●福祉大会・高齢者等表彰	社会福祉の増進向上に貢献された個人や団体への表彰や児童生徒の意見発表により、地域福祉活動に関する町民への啓発、研修を行います。
●広報・啓発	地域の福祉活動や本会の取り組みなどを「社協だより」やホームページにより情報発信します。情報を提供することで、本会活動の理解促進と地域福祉活動の推進を図ります。
●善意による「寄付」や「募金」の有効活用事業（再掲）	町民や企業の皆さまからの金銭や物品などの寄付、歳末助け合い募金や共同募金などを活用し、住民が相互に支えあうことのできる仕組みを充実させます。寄付者や募金者の意思をより反映できるよう工夫をするとともに、配分委員会で十分な検討を行います。

【3】-3 地域福祉活動の担い手育成と活動の場づくり

地域で住民同士が交流し、様々な団体が活動するためには、各地域における社会資源を有効活用しながら、地域福祉活動の拠点をつくっていくことが必要です。あったかふれあいセンターをはじめ各地区の町民館、小・中学校など公共施設、地区の集会所など、高齢者・障がい者・児童等の交流の場、活動拠点として活用できます。より活発な地域活動や地域での見守りが行えるよう、身近な場所で参加の場を増やしていくことが求められています。

● あったかふれあいセンター事業（再掲）	町内6か所のあったかふれあいセンターを地域活動拠点とし、住民の自主的で主体的な活動を支援していきます。必須機能である①集い、②訪問・相談・つなぎ、③生活支援の機能的役割を理解し、住民や地域の自助・互助を最大限活かす取り組みを実施します。
● 町内団体支援	次の団体の事務局及び活動支援を行うことで、主体的活動を推進します。 ・ 大方地区、佐賀地区民生児童委員協議会 ・ 黒潮町老人クラブ連合会 ・ 黒潮町身体障害者連盟 ・ ボランティアくじら（任意団体） ・ くろしおっこなかまの会（任意団体） ・ 高知県共同募金会黒潮町支会 ・ 日本赤十字社高知県支部黒潮町分区

チャレンジ項目

- ★地域全体で子供を育てる ～学校教育×地域教育～
- ★福祉人材の確保 ～住民全体の介護力 UP を目指して～
- ★みんなで考える新たな福祉教育プログラム



資料編



【1】計画策定

令和4年4月9日	第2期計画進捗状況報告
令和4年5月18日	第1回事務局会議
令和4年7月～10月	黒潮町あったかふれあいセンターヒアリング
令和4年11月29日	第2回事務局会議
令和5年1月13日	第3回事務局会議
令和5年1月14日	第1回作業部会
令和5年2月9日	第4回事務局会議
令和5年2月10日	第2回作業部会
令和5年3月24日	第5回事務局会議
令和5年3月25日	第3回作業部会 計画策定委員会

【2】黒潮町地域福祉計画委員会設置条例

令和2年3月16日

条例第16号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく黒潮町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）について審議するため、黒潮町地域福祉計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 地域福祉計画の策定に関すること。
- （2） 地域福祉計画の推進及び評価に関すること。
- （3） その他地域福祉計画に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【3】第3期黒潮町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

①策定委員会

	所属	職名	氏名
1	NPO 法人はらから	理事長	川崎 健太郎
2	NPO 法人しいのみ	理事長	永野 縁
3	高知県立大方高等学校	校長	正木 敏政
4	黒潮町小中学校 PTA 連合会	会長	矢野 剛
5	黒潮若手の会	会長	濱村 真也
6	コスモス成年後見サポートセンター 高知支部	支部長	曾根 寧之
7	黒潮町商工会	会長	小笠原 武
8	黒潮町健康づくり推進委員協議会	会長	伊尾木 祥子
9	黒潮町婦人連合会	会長	秋田 篤子
10	黒潮町自立支援協議会	会長	
11	黒潮町介護サービス事業所等連絡会	会長	福島 まり子
12	黒潮町老人クラブ連合会	会長	酒井 隆昌
13	黒潮町大方地区民生児童委員協議会	会長	網師本 卓己
14	黒潮町佐賀地区民生児童委員協議会	会長	橋田 敏明
15	くろしおっこなかまの会	代表	田中 比奈子
16	ボランティアくじら	代表	寺岡 理恵
17	地域プロジェクトマネジャー		西村 優美
18	佐賀地区生活支援コーディネーター		清藤 春菜
19	大方地区生活支援コーディネーター		宮地 泉
20	黒潮町社会福祉協議会	会長	矢野 博幸

②作業部会

	所属	氏名
1	NPO 法人はらから	川崎 健太郎
2	NPO 法人 NPO 砂浜美術館	大迫 綾美
3	黒潮町商工会青年部	久保田 聖也
4	くろしおっこなかまの会	田中 比奈子
5	黒潮若手の会	浜村 真也
6	黒潮若手の会	濱村 真理
7	手話サークル松ぼっくり	米津 小巻
8	行政書士	曾根 寧之
9	集落活動センター佐賀北部	藤崎 毅
10	集落活動センター北郷	菅原 満寿美
11	佐賀地区生活支援コーディネーター	清藤 春菜
12	大方地区生活支援コーディネーター	宮地 泉
13	あったかふれあいセンターさが	山下 好美 大谷 彩子
14	あったかふれあいセンター白田川	宮川 由記
15	あったかふれあいセンター北郷	宮川 愛
16	あったかふれあいセンターにしきの広場	松本 真由子
17	あったかふれあいセンターみうら	山中 未来
18	地域おこし協力隊	西地 道弘
19	黒潮町役場地域住民課保健福祉センター	濱中 琢満
20	黒潮町役場地域住民課総合窓口第2係	山下 果歩
21	黒潮町教育委員会生涯学習係	横山 拓哉
22	黒潮町企画調整室地域振興係	池田 健人
23	黒潮町健康福祉課保健衛生係	横井 知子 山地 阿佑美 小松 茉由
24	黒潮町健康福祉課地域包括支援センター	中平 寧々
25	黒潮町健康福祉課介護保険係	小谷 舞
26	黒潮町健康福祉課福祉係	松岡 伸治
27	黒潮町健康福祉課福祉係	柿内 比菜乃
28	黒潮町社会福祉協議会在宅福祉係	矢野幸子
29	黒潮町社会福祉協議会社会福祉係	山本 夏希
30	黒潮町社会福祉協議会地域福祉係	林 あゆみ

③事務局

	所属	職名	氏名
1	黒潮町健康福祉課	課長	佐田 幸
2	黒潮町健康福祉課福祉係	係長	山本 省太
3	黒潮町健康福祉課保健衛生係	課長補佐	秋森 弘伸
4	黒潮町健康福祉課地域包括支援センター	係長	柿内 靖
5	黒潮町健康福祉課介護保険係	係長	武政 志保
6	黒潮町地域住民課	課長	青木 浩明
7	黒潮町地域住民課保健センター	課長補佐	浜田 美早
8	黒潮町地域住民課人権啓発係	課長補佐	河内 恵美
9	黒潮町地域住民課総合窓口第2係	係長	吉村 心
10	黒潮町社会福祉協議会	事務局長	秋田優子
11	黒潮町社会福祉協議会地域福祉係	主任	西野 真麻
12	黒潮町社会福祉協議会社会福祉係	主任	澳本 剛



第3期 黒潮町地域福祉計画・地域福祉活動計画

『おたがいさま』の心で彩る笑顔あふれるまちづくり



令和5年3月発行

編集

黒潮町

〒789-1992

高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

電話 0880-43-2124（健康福祉課福祉係直通）FAX0880-43-2676

黒潮町公式ホームページ <https://www.town.kuroshio.lg.jp/>

社会福祉法人 黒潮町社会福祉協議会

〒789-1931

高知県幡多郡黒潮町入野 2017 番地 1

電話 0880-43-2835 FAX0880-43-0317

社会福祉協議会ホームページ <http://kuroshiochosyakyo.or.jp/>